

令和 5 年度実施

令和 7 年度（2025 年度）札幌市公立学校教員

採用候補者前倒し選考検査概要

札幌市教育委員会

検査日時	令和 5 年（2023 年）1 2 月 1 7 日（日）
検査会場	札幌市内
検査内容	教養検査（一般・教職）
受検区分	以下の 4 区分（詳細は P. 2） (1) 小学校・幼稚園教諭 (2) 中学校・高等学校教諭 (3) 特別支援学校教諭（小学部） (4) 特別支援学校教諭（中学部・高等部）
受検資格	以下の要件等を満たす者（詳細は P. 3） (1) 昭和 40 年（1965 年）4 月 2 日以降に生まれた者 (2) 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日時点で有効な指定の教育職員免許状を有する者又は令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までに取得見込みの者※1 (3) 令和 6 年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査（北海道採用希望・札幌市採用希望）を未受検の者 ※1 大学 3 年生も受検可能とする

- この資料では、令和 6 年度に実施する令和 7 年度（2025 年度）北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査（札幌市採用希望）を「R7 選考」と表記します。
- この検査の合格者は、「R7 選考」の第 1 次検査のうち、教養検査を免除します。
- この検査の不合格者及び未受検者も「R7 選考」を受検することが可能です。この検査の受検の有無や結果が、「R7 選考」に影響することはありません。

1 目的

この検査は、令和 7 年度（2025 年度）札幌市公立学校教員の採用候補者の早期確保に努めるために、一部の検査を前倒しして行うものです。

2 受検区分

この検査では、以下の受検区分を希望する者を選考します。

なお、以下の受検区分内であれば、「R7 選考」を出願する際に区分の変更を行うことは可能です。※1

受検区分		教科（科目）等
小学校・幼稚園教諭 ※2		
中学校・高等学校教諭 ※3		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
特別支援 学校教諭	小学部 ※4	
	中学部・高等部 ※5	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語

※1 この検査で合格となった場合、上記の受検区分内であれば、「R7 選考」を受検する際に受検区分が変更となっても問題ありません。

今回の検査を受検し、合格となった場合	【「R7 選考」で教養検査が免除となる受検区分】 上記にある受検区分のいずれか 今回の検査と「R7 選考」で受検区分が変更となっても問題ありません
	【「R7 選考」で教養検査が免除とならない受検区分】 上記にはない受検区分 例：養護教諭、栄養教諭 などを受検する場合

※2 「R7 選考」後、当該区分の登録者は、本人の希望や所有免許の状況等を踏まえ、小学校、幼稚園又は義務教育学校（前期課程）に配属されます。

※3 「R7 選考」後、当該区分の登録者は、本人の希望や所有免許の状況等を踏まえ、中学校、高等学校、義務教育学校（後期課程）又は中等教育学校（前期課程・後期課程）に配属されます。

※4 「R7 選考」後、当該区分の登録者は、小学校、義務教育学校（前期課程）の特別支援学級（通級指導教室を含む。）又は特別支援学校の小学部に配属されます。

※5 「R7 選考」後、当該区分の登録者は、本人の希望や所有免許の状況等を踏まえ、中学校、義務教育学校（後期課程）の特別支援学級（通級指導教室を含む。）、特別支援学校の中学部又は高等部に配属されます。

(注) 1 複数の受検区分を併願することはできません。

3 受検資格

次の(1)から(6)の全ての要件を満たす者が受検できます。

(1) 昭和40年（1965年）4月2日以降に生まれた者

(2) 受検区分ごとに、令和7年（2025年）4月1日時点で有効な以下の教育職員免許状を有する者又は令和7年（2025年）3月31日までに取得見込みの者

※ ただし、中学校・高等学校教諭区分における特別免許状については、「北海道教育委員会」から授与されたものを出願時に所有していること。（取得見込みでの出願は不可。）

受検区分	免許状
小学校・幼稚園教諭	小学校教諭の普通免許状 ※ 小学校教諭の普通免許状のみで受検可能。 ※ 幼稚園教諭の普通免許状だけでは受検できません。

受検区分		免許状
中学校・高等学校教諭		受検教科の中学校教諭の普通免許状又は特別免許状 ※ 中学校教諭の免許状のみで受検可能。 ※ 高等学校教諭の免許状だけでは受検できません。
特別支援 学校教諭	小学部	小学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾 ^{ろう} 学校又は養護学校）教諭の普通免許状
	中学部・高等部	受検教科の中学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾 ^{ろう} 学校又は養護学校）教諭の普通免許状 ※ 高等学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾 ^{ろう} 学校又は養護学校）教諭の普通免許状だけでは受検できません。

(3) 令和 6 年度北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査（北海道採用希望または札幌市採用希望）を未受検の者

※ ただし、出願したが第 1 次検査を欠席した者は受検可能。

(4) 札幌市以外の自治体で令和 5 年度に実施された教員採用候補者選考で最終合格をしていない者

(5) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条の欠格条項に該当しない者

地方公務員法

（欠格条項）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第 10 条第 1 項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(6) 北海道又は札幌市公立学校の正規教員及び任用の期限を付さない常勤講師ではない者

<お問い合わせ先>

〒060-0002

札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル4階

札幌市教育委員会学校教育部教職員課

TEL 011-211-3854